

# 消防団の活動に必要な経費について(案)

# 消防団の活動に必要な経費について（案）

- 資料4のp.6において、年額報酬の直接支給への切替えのデメリットとして「分団の運営費が減少する」ということが挙げられている。
- 調査の結果、消防団の運営費に含まれているものとして、以下のような回答があった。

【消防団運営費の名目】 ※複数回答可

名目	回答数
団員の年額報酬 ※1	52 (3.4%)
団員の出動手当 ※2	103 (6.8%)
旅費（会議・行事等の旅費）	286 (18.8%)
その他の費用弁償	244 (16.1%)
食糧費	714 (47.0%)
会議費	818 (53.9%)
消耗品費	1,010 (66.5%)
福利厚生費	556 (36.6%)
その他 ※3	593 (39.0%)

※1 年額報酬のほか、機関員報酬等を含む

※2 災害・訓練の出動等に係る出動手当のほか、消防操法大会の出場に係る手当、水利管理手当等を含む

※3 資機材・備品購入費、消防団施設の維持管理費、車両の維持管理費 等

# 消防団の活動に必要な経費について（案）

- 年額報酬や出動手当を団に支給している団体のうち32団体が、年額報酬等を消防団運営費の一部として支給している。
- しかし、本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出動手当）と、消防団活動に必要な経費（装備や被服等）はきちんと区分し、それぞれを市町村において適切に予算措置すべきではないか。
- なお、普通交付税の算定にあたっては、年額報酬・出動手当とは別に消防団の活動に必要な経費についても算入されている。

## 普通交付税の積算に算入されている項目の例（令和2年度）

○団員被服費	9,408千円	標準団体（人口10万人の団体） あたりの非常備消防費の需用費合計 <u>55,158千円</u>
○安全確保装備（安全靴・ライフジャケット等）	6,984千円	
○情報通信資機材（携帯用無線機・トランシーバー等）	3,511千円	
○活動用資機材等（火災鎮圧用器具・救急救助用器具等）	7,515千円	
○消防団の入団促進に係る経費	5,092千円	※このほか、年額報酬・出動手当に ついて <u>45,636千円</u> 算入
○地域防災リーダー育成・地域防災スクールの推進に要する経費	974千円	
○自動車関連経費（普通消防ポンプ自動車・救助用資機材搭載型車両等）	16,804千円	
○旅費、報償費、備品購入費等	4,870千円	